

別海町ごみの減量化大作戦!

その64



大掃除のごみは、ごみ処理場へ

大掃除等で、一度に大量の家庭ごみを出す場合は、ごみステーションに排出せず、別海町ごみ処理場へ直接持ち込みをお願いします。

■自分で持ち込む場合

- 搬入量に応じてごみ処分手数料を徴収しますので、**現金をご用意ください。**
- ごみをまとめるときは、透明または半透明の袋に入れてください。(指定ごみ袋を使用する必要はありません。肥料袋、フレコンバッグ、ダンボール等、外から中身を確認できないものに入れての持ち込みはできません。)
- あらかじめ、ごみ出しルールの分別区分によって分別した上で持ち込み願います。

■自分で持ち込むことが難しい場合

- 「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼することができます。この場合、ごみ処理場で支払うごみ処分手数料のほか、**許可業者に収集運搬料**を支払う必要があります。許可業者以外に収集運搬を依頼することは、**違法行為**となりますのでご注意ください。

■別海町ごみ処理場

- 受付 月曜日から土曜日 午前9時から午後4時 ■住所 別海町別海362番地1
- 連絡先 TEL 75-3812
- ごみ処分手数料 家庭ごみ(もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ) 20kgごとに60円 ※資源ごみは無料

「粗大ごみ」の出し方チェック

粗大ごみに分別するものは、専用ごみ袋に入らない「机、ソファ、ストーブ、いす、たんす、自転車など」です。「粗大ごみ」を排出する場合は、粗大ごみ用紙紙(シール)の貼り付けが必要で、指定ごみ袋を取り扱っている商店等で購入できます。

■注意点

- ☑「粗大ごみ」は、ごみの収集作業員が人力で持ち上げトラックに乗せているため、大人1人で持ち上がらないごみは収集できません。その際は「このごみは収集できません!」シールを貼り付けし、お知らせします。
- ☑家庭で使用している「業務用冷凍ストッカー」は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を個別に依頼するよう、ご協力をお願いします。
- ☑布団、じゅうたん、マットなどの平たい大きなものは「粗大ごみ」ですが、50cm四方以内に裁断した場合は「もえないごみ」として出すことができます。

■ごみ処理場で受け入れができないごみ

ごみ処理場では、解体作業が難しいものや特殊な素材のものなど、受け入れできないごみがあります。これらは、**ごみステーションへの排出も、ごみ処理場への持ち込みもできません。**

ご不便をお掛けしますが、廃棄する場合は、下記担当へご相談ください。

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)

主な例

- スプリングマットレス ・ 畳
- 家電リサイクル法対象製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン)
- 建築物または建築物以外の工作物(物置など)の解体に伴うごみ

消費者ホットライン188とは?

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内し、相談の最初の一步をお手伝いするもので、本町の場合は、町の消費生活相談窓口である下記担当につながります。

「悪質商法等による被害にあった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか?

また「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むようにとの不審な電話がかかってきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか?

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。相談員がトラブル解決を支援します。 問合せ/町民生活担当(内線1213)



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

後期高齢者医療制度の お知らせ

医療費通知について



■医療費通知を全受診者へ送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者に送付します。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた 医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の 総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担金
令和3年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和3年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和3年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合 計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は、皆さんの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

■医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

■発送月、対象診療月

医療費通知の発送月、対象となる診療月は、次のとおりです。

発送月(予定)	診療月
令和4年1月(上旬)	令和3年1月～9月
令和4年2月(下旬)	令和3年10月～12月

問合せ

後期高齢者・医療給付担当
(内線1241～1243)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



1月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までに、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時等を除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)をご用意ください。

なお、12月から3月までの冬期間は凍結のため家庭廃水のくみ取りは行いません。

積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口、各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ/町民生活担当 (内線1212・1213)